

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成27年 9月15日
<b>【発行者名】</b>	あおぞら投信株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 柳谷 俊郎
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区九段南一丁目3番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	木村 升昭
<b>【電話番号】</b>	03-4520-3400
<b>【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】</b>	あおぞら・U S トリプルプラス・ファンド（年4回決算型）
<b>【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】</b>	当初申込期間（平成26年12月11日から平成26年12月18日まで） 300億円を上限とします。 継続申込期間（平成26年12月19日から平成28年3月15日まで） 2,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成26年11月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新・追加するため、また、法令改正に伴う変更の内容を反映するため本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の通り更新または訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正箇所を表します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

原届出書の第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(前略)

ファンドの特色

### ファンドの目的

主として、米国の株式によるロング・ショート(買建ておよび売建て)運用ならびに米国の債券に投資を行い、中長期的な投資収益の獲得を目指します。

### ファンドの特色

**1** 投資信託証券への投資を通じて米国の株式によるロング(買建て)・ショート(売建て)運用を行い、株式市場に左右されにくい収益の獲得を目指します。

**2** 投資信託証券への投資を通じて米国の債券に投資を行い、定期的な金利収入によるトータル・リターンの安定化を目指します。

**3** 機動的に為替ヘッジを行うことで、為替変動による影響の緩和や為替差益の獲得を目指します。

**4** 年4回決算を行い、決算毎に収益分配方針に基づき分配を行います。

※本ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の運用は、米国株式のロング・ショート戦略と債券運用に強みを持つニューバーガー・バーマン・グループ(以下「ニューバーガー・バーマン」といいます。)が運用を行います。

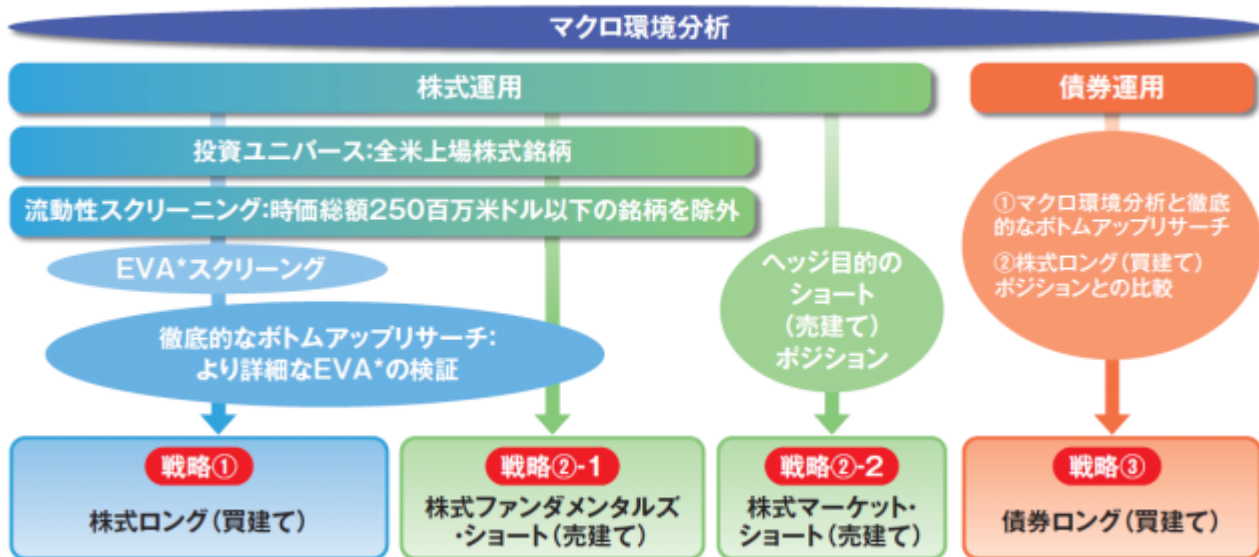
※委託会社は、外国為替予約取引等の運用をシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「投資顧問会社」という場合があります。)に委託します。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは運用の権限の委託を受けて、本ファンドの外国為替予約取引等の運用指図を行います。

※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

## 組入れファンドの運用プロセス

組入れファンドの運用は、以下のプロセスで行われます。マクロ環境分析を行い、見通しに応じて①株式ロング(買建て)、②株式ショート(売建て)および③債券ロング(買建て)で構成される、3つの戦略の資産配分を調整します。



(出所)ニューバーガーバーマン

\* EVA(Economic Value Added)とは、経済的付加価値のことで、「利ざや(投下資本利益率-資本コスト)×資産(投下資本)」で算出します。

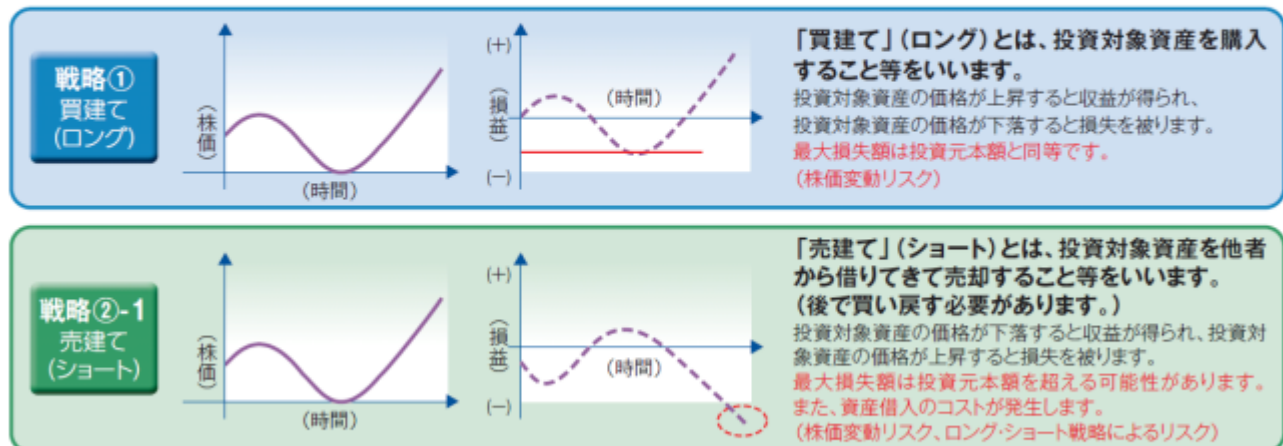
※上記は組入れファンドの運用プロセスを説明したものです。上記の運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また、上記の運用プロセスは変更される場合があります。

## 戦略① 戦略②-1:米国株式によるロング・ショート戦略

ロング・ショート戦略とは、将来株価上昇が期待される銘柄を買建て(ロング)、将来株価下落が見込まれる銘柄を売建て(ショート)する投資手法です。

「買建て」銘柄の株価が上昇する場合には、収益を得ることができます。逆に株価が下落すると損失を被ります。

また「売建て」銘柄の株価が下落する場合には、収益を得ることができます。逆に株価が上昇すると損失を被ります。



※上記のイメージ図はロング・ショート戦略をご理解いただくことを目的に委託会社が作成したものであり、本戦略の運用成果等を保証するものではありません。

※組入れファンドにおける買建てと売建てに際しては、デリバティブ取引を利用することがあります。その際、デリバティブ取引の相手方となる金融機関の信用リスク(デリバティブ取引の取引先に関するリスク)を負うことになります。

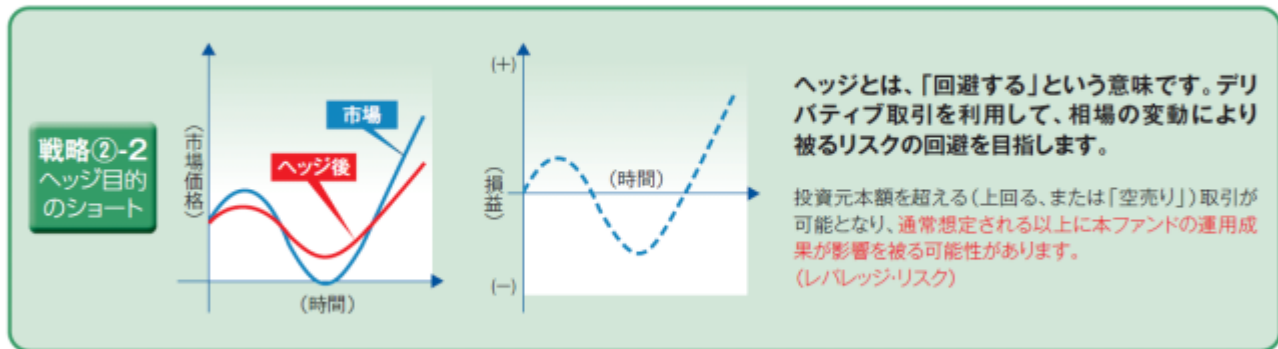
※ロングとショート双方で損失が発生した場合は、通常想定される以上に本ファンドの運用成果に影響を被る可能性があります。

※「株価変動リスク」「ロング・ショート戦略によるリスク」「デリバティブ取引の取引先に関するリスク」の詳細については、後記「投資リスク」をご覧ください。



## 戦略②-2:米国株式マーケット・ショート戦略(ヘッジ目的の売建て)

米国株式市場における市場変動リスクをヘッジするため、デリバティブ取引やETF(上場投資信託)の「売建て」を行います。これにより、米国株式市場全体の上昇/下落による運用成果への影響を軽減させることを目指します。



※上記のイメージ図はマーケット・ショート戦略をご理解いただくことを目的に委託会社が作成したものであり、本戦略の運用成果等を保証するものではありません。

※組入れファンドにおける買建てと売建てに際しては、デリバティブ取引を利用することがあります。その際、デリバティブ取引の相手方となる金融機関の信用リスク(デリバティブ取引の取引先に関するリスク)を負うことになります。

※「レバレッジ・リスク」「デリバティブ取引の取引先に関するリスク」の詳細については、後記「投資リスク」をご覧ください。

## 戦略③:米国債券によるロング戦略

米国債券の「買建て」を行うことで、定期的な金利収入により、ファンド全体のトータル・リターン(総合収益)の下支えすることを目指します。本戦略では、投資適格債券も投資対象としますが、マクロ環境見通しが「強気」の場合、ハイ・イールド債券の組入比率を増加させます。

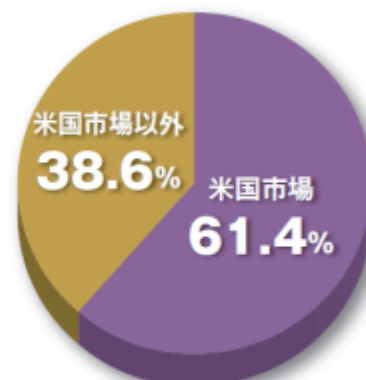
<信用格付>

低	S&P	Moody's	投資適格債券
	AAA	Aaa	
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	
	BB	Ba	ハイ・イールド債券
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
	D		
高			

信用リスク

※S&P,Moody'sは代表的な格付機関です。

ハイ・イールド債券市場の市場別時価総額比率  
(2015年6月末現在)



米国市場: バンクオブアメリカ メリルリンチ US ハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・インデックスの時価総額

世界市場: バンクオブアメリカ メリルリンチ グローバル・ハイ・イールド・インデックスの時価総額

米国市場以外: 「世界市場」の時価総額から「米国市場」の時価総額を差し引いて委託会社が算出

一般的にハイ・イールド債券(BB/Ba格相当以下)は、投資適格債券(BBB/Baa格相当以上)と比較して、債券の元利金の支払いが定められた通りに行われないリスクが高い傾向があります。(信用リスク)  
一方、信用力が低い分、高い利回りで発行・取引される傾向があります。

※「信用リスク」の詳細については、後記「投資リスク」をご覧ください。

## 組入れファンドの運用



組入れファンドの運用は、ニューバーガー・バーマンが行います。ニューバーガー・バーマンは1939年創業の米国の独立系運用会社であり、世界18カ国(32拠点)に拠点を擁しています。株式や債券などの伝統的資産からオルタナティブ資産まで、多様な運用サービスを世界の機関投資家や個人投資家、富裕層、基金・財団等の顧客に提供しています。

(出所)ニューバーガー・バーマン  
従業員数および運用資産残高:  
2015年6月30日現在、1米ドル=122.365円で換算

## 為替のアクティブ・ヘッジ

本ファンドは「為替のアクティブ・ヘッジ」を行うことで、米ドル建て資産に対して為替レートの変動に左右されにくい運用を目指します。為替のアクティブ・ヘッジとは、円安傾向と判断する局面においては為替ヘッジを行わないことにより、為替差益の獲得を目指し、円高傾向と判断する局面においては機動的に為替ヘッジすることを目指す戦略です。

### 円高を招く二大要因

#### 市場リスク:世界金融市場のリスク指標

株式・債券・外国為替・市場流動性・信用市場・新興国市場等を包括的に観察し、金融市場全体のリスク度を計測

#### 2国間金利差:日米金利差の指標

米ドル金利の低下は日本円の相対的な魅力を引き上げ

#### 2つの指標のいずれかでも条件を満たすと為替ヘッジ比率を約100%に調整

- 円高を導きやすい二大要因に焦点をあてたヘッジ戦略で、一定要因を満たすと為替ヘッジを行います。それ以外の場合はヘッジを行いません。
- 特に金融危機のようにリスクが伝播しやすい局面において、資産保全を目指します。
- 為替(米ドル-日本円間)市場における通貨変動リスクをヘッジするため、為替予約取引等を行います。これにより、為替市場全体の通貨高/通貨安による運用成果への影響を軽減させることを目指します。(為替変動リスク)

※上記の為替戦略が、必ずしも円高局面における為替ヘッジを保証するものではありません。また、為替ヘッジを行っている局面においても円安になる可能性があります。将来の金利変動によっては、為替ヘッジのコストが増大する場合があります。為替ヘッジを行わない部分については、為替変動による影響を受けます。

※市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用戦略の決定プロセスは変更される場合があります。

※上記は本ファンドの投資顧問会社の資料に基づいて、委託会社が作成したものです。

※為替のアクティブ・ヘッジに際しては、為替先渡取引を利用することがあります。その際、先渡取引の相手方となる金融機関の信用リスク(デリバティブ取引の取引先に関するリスク)を負うことになります。

※「為替変動リスク」「デリバティブ取引の取引先に関するリスク」の詳細については、後記「投資リスク」をご覧ください。

## 為替のアクティブ・ヘッジの委託先について

本ファンドの外国為替予約取引等の運用にあたっては、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、シティグループ・インクの100%子会社であるCitigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited傘下の投資運用会社です。

シティグループ・インクは、世界160以上の国と地域に約2億の顧客口座を有する世界有数のグローバルな銀行です。個人、法人、政府および団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、トランザクション・サービス、ウェルス・マネジメントの分野において、幅広い金融商品およびサービスを提供する、グローバルな総合金融持株会社です。

**シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド**  
**運用資産残高:約13.85億米ドル(約1,696億円)**

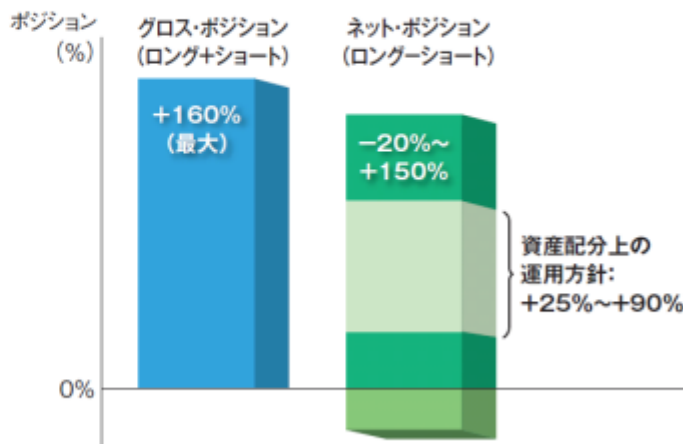
(出所)シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
運用資産残高:2015年6月30日現在、1米ドル=122.45円で換算



## 組入れファンドのリスク管理上の運用ガイドライン

米国株式および債券等の買建て（ロング）額から売建て（ショート）額を差し引いた「ネット・ポジション」を、通常時で25%～90%の間で資産配分を変更させる方針です。また、米国株式および債券等の買建て（ロング）額に売建て（ショート）額の絶対値を加えた「グロス・ポジション」を、最大160%とします。

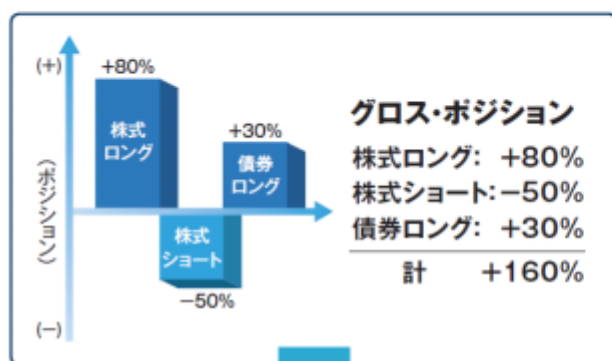
組入れファンドの運用ガイドライン	
グロス・ポジション (ロング+ショート)	上限+160%
ネット・ポジション (ロング-ショート)	-20%～+150%
債券ロング	上限+30%
資産配分上の運用方針	
ネット・ポジション (ロング-ショート)	通常時: +25%～+90%



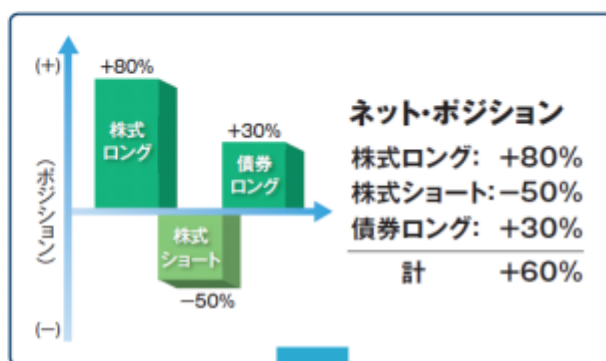
※ 上記は組入れファンドのリスク管理上の運用ガイドライン等をご理解いただくことを目的に作成したものであり、本戦略の運用成果等を保証するものではありません。

## グロス・ポジション／ネット・ポジションのイメージ

米国株式および債券等の買建て（ロング）額に売建て（ショート）額の絶対値を加えた金額



米国株式および債券等の買建て（ロング）額から売建て（ショート）額を差し引いた金額



グロス・ポジションの上限は、実質的な投資対象ファンドの資産総額の+160%です。

なお、組入れファンドの運用ガイドライン上は、買建て額例のみ、投資元本額を上回るポジションが許容されます。  
(レバレッジ・リスク)

ネット・ポジションの範囲は、通常時は、実質的な投資対象ファンドの資産総額の+25%～+90%です。

なお、組入れファンドの運用ガイドライン上は、「レバレッジ」（ネット・ポジション>100%）、「売り越し」（ネット・ポジション<0%）状態が許容されます。  
(レバレッジ・リスク)

※ 上記は組入れファンドのリスク管理上の運用ガイドライン等をご理解いただくことを目的に作成したものであり、本戦略の運用成果等を保証するものではありません。

※ 組入れファンドにおける買建てと売建てに際しては、デリバティブ取引を利用することがあります。その際、デリバティブ取引の相手方となる金融機関の信用リスク（デリバティブ取引の取引先に関するリスク）を負うことになります。

※ ロングとショートの双方で損失が発生した場合は、通常想定される以上に本ファンドの運用成果に影響を被る可能性があります。

※ 「レバレッジ・リスク」「デリバティブ取引の取引先に関するリスク」の詳細については、後記「投資リスク」をご覧ください。

<訂正前>

(2)【ファンドの沿革】

平成26年11月25日 関東財務局長に対して有価証券届出書の提出  
平成26年12月19日 信託契約締結、設定、運用開始（予定）

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

（中略）

上記は2014年11月25日現在予定されている組入れ指定投資信託証券の一覧です。各投資信託証券への投資比率には制限を設けませんが、原則として「ニューバーガー・バーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー - US・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」の組入比率を高位に保ちます。各指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

（中略）

委託会社等の概況（平成26年10月末現在）

a. 資本金の額 2億2,500万円

b. 委託会社の沿革

平成26年2月4日 会社設立

平成26年4月15日 投資運用業登録

（以下略）

<訂正後>

(2)【ファンドの沿革】

平成26年12月19日 信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

（中略）

上記は本書提出日現在の組入れ指定投資信託証券の一覧です。各投資信託証券への投資比率には制限を設けませんが、原則として「ニューバーガー・バーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー - US・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」の組入比率を高位に保ちます。各指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

（中略）

委託会社等の概況（本書提出日現在）

a. 資本金の額 2億2,500万円

b. 委託会社の沿革

平成26年2月4日 会社設立

平成26年4月15日 投資運用業登録

平成27年7月3日 第二種金融商品取引業登録

（以下略）



## 2【投資方針】

<訂正前>

（前略）

（2）【投資対象】

（中略）

指定投資信託証券の概要（平成26年10月末日現在）

（中略）

指定投資信託証券の概要 a.

（中略）

上記は本書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 b.

（中略）

上記は本書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制

（中略）

投資委員会は5名程度、リスク管理委員会は7名程度で構成されています。

（中略）

ファンドの関係法人に対する管理体制等

（中略）

運用体制は、平成26年10月末日現在のものであり、今後変更されることがあります。

（中略）

（5）【投資制限】

（中略）

法令に基づく投資制限

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを指図してはならないとされています。

<訂正後>

（前略）

（2）【投資対象】

（中略）

指定投資信託証券の概要（本書提出日現在）

（中略）

指定投資信託証券の概要 a.

（中略）

上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 b.

（中略）

上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

### （３）【運用体制】

委託会社の運用体制

（中略）

投資委員会は6名程度、リスク管理委員会は8名程度で構成されています。

（中略）

ファンドの関係法人に対する管理体制等

（中略）

運用体制は、平成27年7月末日現在のものであり、今後変更されることがあります。

（中略）

### （５）【投資制限】

（中略）

法令に基づく投資制限

#### a. 同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

#### b. デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを指図してはならないとされています。

#### c. 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図してはならないものとされています。

## 3 【投資リスク】

<訂正前>

（前略）

### （１）投資リスク（基準価額の変動要因）

（中略）

株価変動リスク

本ファンドは実質的に株式に投資を行いますので、株価変動リスクを伴います。一般的に株式市場が下落した場合には、本ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、本ファンドの基準価額に対してより大きな影響を及ぼします。ま

た、ショート（売建て）した株式の価格が上昇した場合にも、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

（中略）

#### レバレッジ・リスク

デリバティブ取引では、一般的に想定元本に対して比較的小額の証拠金や担保金等を取引相手に差入れることで、より大きな金額の取引を行います。本ファンドは、組入れファンドにおいてファンドの資産総額を上回る額のデリバティブ取引を行う場合があります。結果として「てこ（レバレッジ）の原理」により市場価格の変動が増幅され、通常想定される以上に本ファンドの運用成果に影響を及ぼす場合があります。

（中略）

#### 為替変動リスク

本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般的に為替変動リスクを伴います。本ファンドは適時、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジ行為の是非を市場動向等に応じて決定するため、資産の全部について為替ヘッジを行わない場合があります。為替変動の影響を受けます。また、資産の全てについて為替ヘッジを行った場合においても、投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジできるとは限りません。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります（ヘッジ・コストとは、ヘッジ対象通貨の金利と円金利の差に相当し、円金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。

#### 信用リスク

本ファンドは実質的に債券に投資を行いますので、発行体の債務不履行（デフォルト）等の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付で表されますが、格付が低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券の価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合（格下げ等）も債券価格の下落要因となります。一般的に、本ファンドが実質的に一部投資を行うハイ・イールド債券は、格付の高い債券等と比較して、発行体の業績等の影響を大きく受け、短期間で価格が大幅に変動する可能性や債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。投資対象とする債券価格の下落や債務不履行が生じた場合には、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

#### 金利変動リスク

本ファンドは実質的に債券に投資を行いますので、金利変動リスクを伴います。一般的に債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。一般的に、金利上昇（低下）時における債券価格の下落（上昇）は、債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

本ファンドは、組入れファンドにおいてハイ・イールド債券にも投資を行いますので、流動性リスクを伴います。ハイ・イールド債券は一般的に市場規模や取引量が少ないため、経済状況の悪化や、本ファンドに大量の設定解約が生じた場合等には、市場実勢から期待される価格や評価価格通りに取引できない可能性があり、基準価額の下落要因となる場合があります。

（中略）

#### 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等もしくはコンピュータ・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額が下落する場合があります。

#### （２）その他の留意点

（中略）

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

### （３）投資リスクの管理体制

委託会社では、投信管理部門において、関係法令、本ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、投信管理部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。

上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（前略）

#### （１）投資リスク（基準価額の変動要因）

（中略）

##### 株価変動リスク

本ファンドは実質的に株式に投資を行いますので、株価変動リスクを伴います。一般に株式市場が下落した場合には、本ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、本ファンドの基準価額に対してより大きな影響を及ぼします。また、ショート（売建て）した株式の価格が上昇した場合にも、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

（中略）

##### レバレッジ・リスク

デリバティブ取引では、一般に想定元本に対して比較的小額の証拠金や担保金等を取引相手に差入れることで、より大きな金額の取引を行います。本ファンドは、組入れファンドにおいてファンドの資産総額を上回る額のデリバティブ取引を行う場合があります。結果として「てこ（レバレッジ）の原理」により市場価格の変動が増幅され、通常想定される以上に本ファンドの運用成果に影響を及ぼす場合があります。

（中略）

##### 為替変動リスク

本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般に為替変動リスクを伴います。本ファンドは適時、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジ行為の是非を市場動向等に応じて決定するため、資産の全部について為替ヘッジを行わない場合があります。また、資産の全てについて為替ヘッジを行った場合においても、投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジできるとは限りません。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります（ヘッジ・コストとは、ヘッジ対象通貨の金利と円金利の差に相当し、円金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。

##### 信用リスク

本ファンドは実質的に債券に投資を行いますので、発行体の債務不履行（デフォルト）等の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付で表されますが、格付が低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券の価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合（格下げ等）も債券価格の下落要因となります。一般に、本ファンドが実質的に一部投資を行うハイ・イールド債券は、格付の高い債券等と比較して、発行体の業績等の影響を大きく受け、短期間で価格が大幅に変動する可能性や債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。投資対象とする債券価格の下落や債務不履行が生じた場合には、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



### 金利変動リスク

本ファンドは実質的に債券に投資を行いますので、金利変動リスクを伴います。一般に債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。一般に、金利上昇（低下）時における債券価格の下落（上昇）は、債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

### 流動性リスク

本ファンドは、組入れファンドにおいてハイ・イールド債券にも投資を行いますので、流動性リスクを伴います。ハイ・イールド債券は一般に市場規模や取引量が少ないため、経済状況の悪化や、本ファンドに大量の設定解約が生じた場合等には、市場実勢から期待される価格や評価価格通りに取引できない可能性があり、本ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

（中略）

### 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等もしくはコンピュータ・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、本ファンドの基準価額が下落する場合があります。

（中略）

## （２）その他の留意点

（中略）

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。（外国投資信託を含みます。）

## （３）投資リスクの管理体制

委託会社では、投信管理部門において、関係法令、本ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、代表取締役、常勤取締役、投信管理部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。

上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

原届出書の第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク（参考情報）につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

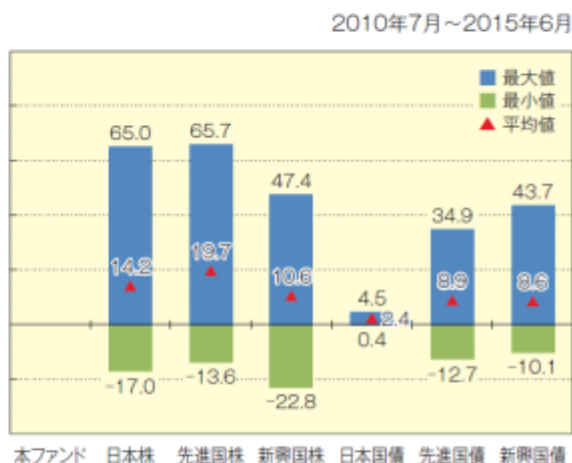
<更新・訂正後>

## (参考情報)

### 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



### 本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※本ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※本ファンドの設定日が2014年12月19日のため、上記グラフの分配金再投資基準価額は2014年12月末以降のデータを表示しています。また、上記グラフの本ファンドの騰落率については、各月末の直近1年間の騰落率であるため、該当事項はありません。

※上記グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

※上記グラフは上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、本ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、本ファンドの設定日が2014年12月19日のため、上記グラフの本ファンドの各月末の直近1年間の騰落率については該当事項はありません。

#### 〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)  
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)  
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)  
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)  
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

※東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

※MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

※シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

※JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

<訂正前>

### (1)【申込手数料】

本ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に4.32%\*（税抜4.00%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

\* 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

（中略）

\* 上記手数料率には、解約手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬

（中略）

c. ただし、上記の実質的な信託報酬等は、平成26年10月末日現在の指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

信託報酬の配分

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.756% （税抜 0.700%）	0.594% （税抜 0.550%）	0.027% （税抜 0.025%）	1.377% （税抜 1.275%）

a. 本ファンドの信託報酬につき、委託会社、受託会社および販売会社間の配分については上記の通りとします。なお、各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いに係る純資産残高に応じて上記の通りとします。

（中略）

### (4)【その他の手数料等】

（中略）

上記に定める諸経費のほか、次の各号に掲げる諸費用（消費税等相当額を含みます。以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

なお、下記b.からe.までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

- この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）および付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
- この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- この信託に係る格付の取得に要する費用

上記の規定に基づき、その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、本ファンドの純資産総額に対して年率0.2%を上限として計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用を信託財産中より支弁します。

ご購入からご換金または償還までにご負担いただく当該手数料等の合計額については、ファンドの運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

(中略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

## a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

平成26年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(中略)

上記は、平成26年10月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

&lt;訂正後&gt;

## (1) 【申込手数料】

本ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に4.32%\*（税抜4.00%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

\* 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

申込手数料は、本ファンドの説明、募集・販売の取扱い等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

(中略)

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬

(中略)

c. ただし、上記の実質的な信託報酬等は、本書提出日現在の指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

信託報酬の配分

(年率)

委託会社	販売会社	受託会社	合計



0.756% (税抜 0.700%)	0.594% (税抜 0.550%)	0.027% (税抜 0.025%)	1.377% (税抜 1.275%)
ファンド運用、法定書類等作成、基準価額算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種報告書の送付、各種事務手続き、口座管理等に係る対価	信託財産の保管・管理、委託会社からの運用指図実行等の対価	

- a. 本ファンドの信託報酬につき、委託会社、受託会社および販売会社間の配分ならびにこれらに対価とする役務の内容については上記の通りとします。なお、各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いに係る純資産残高に応じて上記の通りとします。

(中略)

#### (4) 【その他の手数料等】

(中略)

上記に定める諸経費のほか、次の各号に掲げる諸費用（消費税等相当額を含みます。以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

なお、下記b.からe.までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

- g. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- h. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- i. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- j. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
- k. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- l. この信託に係る格付の取得に要する費用

上記の規定に基づき、その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、本ファンドの純資産総額に対して年率0.2%を上限として計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用を信託財産中より支弁します。

上記 から までのうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- a. 有価証券売買時の売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
- b. 指定投資信託の管理報酬等：指定投資信託に係る受託業務、管理事務代行業務、有価証券の保管費用、登録・名義書換事務代行業務、受益者サービス業務に要する費用
- c. 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- d. 印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- e. 本ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用

ご購入からご換金または償還までにご負担いただく当該手数料等の合計額については、ファンドの運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

(中略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（中略）

上記は、本書提出日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

## 5【運用状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下の運用状況は平成27年7月31日現在です。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100%にならない場合があります。

## (1)【投資状況】

あおぞら・USトリプルプラス・ファンド（年4回決算型）

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アイルランド	1,691,605,393	99.60
親投資信託受益証券	日本	100,010	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,594,899	0.38
合計(純資産総額)		1,698,300,302	100.00

(参考)あおぞら・マネー・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	100,041,184	99.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		262,363	0.26
合計(純資産総額)		100,303,547	100.00

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

あおぞら・USトリプルプラス・ファンド（年4回決算型）

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイルランド	投資証券	ニューバーガー・パーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー -US・ロング・ショート・エクイティ・ファンド	1,352,934.5	1,263.96	1,710,065,372	1,250.32	1,691,605,393	99.60
2	日本	親投資信託 受益証券	あおぞら・マネー・マザーファンド	100,000	1.0001	100,010	1.0001	100,010	0.00

## ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	99.60
親投資信託受益証券	0.00
合計	99.61

（参考）あおぞら・マネー・マザーファンド

## イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第336回利付 国債（2年）	100,000,000	100.04	100,041,184	100.04	100,041,184	0.1	2016/1/15	99.73

## ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	99.73
合計	99.73

## 【投資不動産物件】

あおぞら・USトリプルプラス・ファンド（年4回決算型）

該当事項はありません。

（参考）あおぞら・マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

あおぞら・USトリプルプラス・ファンド（年4回決算型）

該当事項はありません。

（参考）あおぞら・マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成27年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）



第1特定期間末 (平成27年 6月15日)	1,779,516,934	1,814,645,040	1.0132	1.0332
平成26年12月末日	1,053,309,074		1.0060	
平成27年 1月末日	1,470,767,173		0.9941	
2月末日	1,583,583,917		1.0098	
3月末日	1,712,756,395		1.0226	
4月末日	1,754,808,271		1.0133	
5月末日	1,806,276,097		1.0377	
6月末日	1,737,133,940		0.9896	
7月末日	1,698,300,302		0.9850	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

#### 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	平成26年12月19日～平成27年 6月15日	0.0300

#### 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	平成26年12月19日～平成27年 6月15日	4.3

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	平成26年12月19日～平成27年 6月15日	1,795,907,131	39,501,805	1,756,405,326

(注) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## &lt;参考情報&gt;

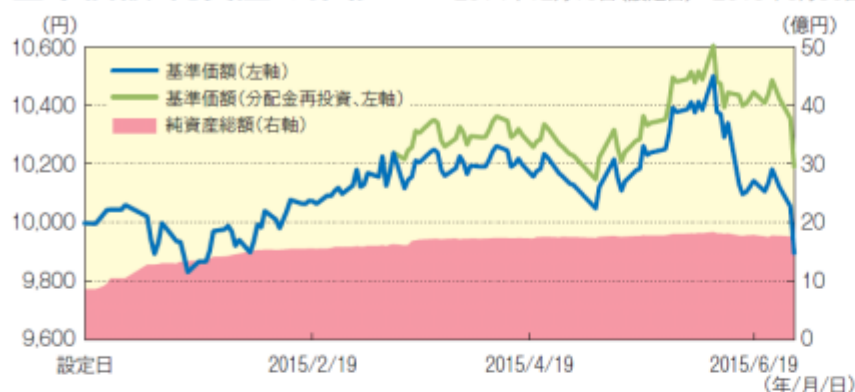
本ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2015年6月30日現在

## 基準価額・純資産の推移

2014年12月19日(設定日)～2015年6月30日



- 基準価額の推移は、本ファンドの信託報酬控除後の価額です。
- 上記は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

## 基準価額・純資産総額

基準価額	9,896円
純資産総額	17.37億円

## 期間騰落率(年率換算前)

期間	ファンド
1ヶ月	-2.8%
3ヶ月	-1.3%
6ヶ月	1.3%
1年	—
3年	—
設定来	1.9%

- 本ファンドの期間騰落率は信託報酬控除後のものです。なお、換金時の費用、税金等を考慮していません。
- 本ファンドの期間騰落率は、分配金(課税前)を再投資したものと計算しています。また、実際の投資者利回りとは異なります。

## 主要な資産の状況

## ■資産構成比\*

組入れファンド・資産	純資産比
ニューバーガー・バーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー -US・ロング・ショート・エクイティ・ファンド	99.7%
あおぞら・マネー・マザー・ファンド	0.0%
現預金・その他	0.3%
合計	100.0%

\*純資産総額に対する比率です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	2015年3月	2015年6月	2015年9月	2015年12月	2016年3月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	100円	200円	—	—	—	300円	300円

- 収益分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合や、分配金が支払われない場合があります。

## 年間収益率の推移(1万口当たり、税引前)



- 本ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。
- 本ファンドは、ベンチマークを設定していませんので、本ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載していません。
- 2014年は設定日から年末までの騰落率、2015年は2015年6月末までの騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2015年6月30日現在

## 主要な資産の状況

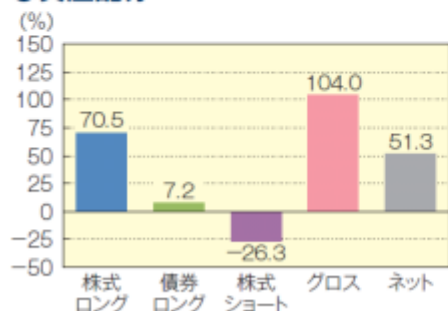
### ■ポートフォリオの状況

本ファンドが主要投資対象とする「ニューバーガー・バーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー（US・ロング・ショート・エクイティ・ファンド）」の運用状況です。

※当頁はニューバーガー・バーマンのデータを基に当社が作成しています。

※各項目の比率は、組入れファンドの純資産総額を100%として計算した比率を「純資産比」としています。また、各項目の比率は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### ●資産配分



●ポートフォリオの内容は市場環境を勘案し、機動的に変更されます。

### ●株式セクター配分

株式ロング (純資産比)	セクター	株式ショート (純資産比)
5.1%	エネルギー	-0.9%
1.6%	素材	0.0%
7.8%	資本財・サービス	-2.4%
17.9%	一般消費財・サービス	-2.9%
2.2%	生活必需品	-0.2%
6.8%	ヘルスケア	0.0%
9.3%	金融	-1.1%
11.9%	情報技術	-1.9%
0.7%	電気通信サービス	0.0%
7.2%	公益事業	-1.3%
0.0%	その他(先物・オプション・ETF等)	-15.6%

### ●株式ロング・組入上位10銘柄

銘柄名	国名	業種	純資産比
1 ブルックフィールド・インフラストラクチャー・パートナーズ	米国	公共事業	3.0%
2 エンブリッジ	カナダ	エネルギー	2.6%
3 ダヴィータ・ヘルスケア・パートナーズ	米国	ヘルスケア	2.5%
4 ジンマー・バイオメット・ホールディングス	米国	ヘルスケア	2.3%
5 PVHコープ	米国	一般消費財・サービス	2.3%
6 ビップショップホールディングス ADR	中国	一般消費財・サービス	2.0%
7 マークイット	米国	一般消費財・サービス	1.9%
8 ホーム・デポ	米国	一般消費財・サービス	1.8%
9 ベリスク・アナリティックス	米国	資本財・サービス	1.4%
10 VISA	米国	情報技術	1.3%

●国名はリスク所在国を記載しています。

●ポートフォリオの内容は市場環境を勘案し、機動的に変更されます。個別の銘柄を推奨するものではありません。

### ●株式ショート部分の戦略比率

戦略	純資産比
株式ショート	-26.3%
（ファンダメンタルズ・ショート）	-8.1%
（マーケット・ショート）	-18.2%

●「ファンダメンタルズ・ショート」：個別銘柄を売建てる取引で、株価下落による収益獲得を目指す戦略です。

●「マーケット・ショート」：先物、オプション、ETF等を売建てる取引で、相場全体の下落の影響を軽減することを目指す戦略です。

### ●債券ロング部分の戦略比率

戦略	純資産比
債券ロング	7.2%
（投資適格債券）	—
（ハイ・イールド債券）	7.2%

### ●債券ロング・特性値

最低利回り	7.28%	平均残存年数	7.25年
平均格付(S&P)	B+/B	修正デュレーション	5.13年

●最低利回りは、早期償還条項等、債券に内包されたオプション等を考慮して計算した利回りのうち、最も低いものです。

●各種利回りは、実際の投資家利回りとは異なります。

●修正デュレーションとは、金利の変化に対する債券の価格感応度を示す指標で、単位は「年」で表示されます。この値が長い(短い)ほど、金利の変化に対する債券価格の変動率が大きく(小さく)なります。

●平均格付とは、基準日時点での保有債券に係る信用格付を加重平均したものであり、組入れファンドに係る信用格付ではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1) 本ファンドの取得申込は、各申込期間における販売会社の営業日（ただし、継続申込期間中においては、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合を除きます。）において行われます。本ファンドの取得申込の受付は、原則として午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の取扱いとなります。

（中略）

(3) 本ファンドの申込価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）とします。

（中略）

(5) 本ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に4.32%\*（税抜4.00%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（以下略）

<訂正後>

(1) 本ファンドの取得申込は、販売会社の営業日（ただし、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合を除きます。）において行われます。本ファンドの取得申込の受付は、原則として午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の取扱いとなります。

（中略）

(3) 本ファンドの申込価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（中略）

(5) 本ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に4.32%\*（税抜4.00%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（以下略）

### 3【資産管理等の概要】

<訂正前>

（前略）

(5)【その他】

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

— 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.aozora-im.co.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載します。

#### \_\_ 信託事務処理の再信託

受託会社は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<訂正後>

（前略）

#### （５）【その他】

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

#### \_\_ 信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

#### \_\_ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.aozora-im.co.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載します。

#### \_\_ 信託事務処理の再信託

受託会社は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 4【受益者の権利等】

<訂正前>

（前略）

#### （３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として午後３時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

#### （３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。

一部解約金の支払いは、原則として換金（解約）受付日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等において行うものとします。

（以下略）



### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況につきましては、以下の内容が追加されます。

< 追加後 >

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（平成26年12月19日（設定日）から平成27年6月15日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【あおぞら・USTリプルプラス・ファンド（年4回決算型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1特定期間 平成27年 6月15日現在	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	10,865,391
投資証券	1,768,106,857
親投資信託受益証券	100,010
派生商品評価勘定	488,100
未収入金	61,750,000
未収利息	2
流動資産合計	1,841,310,360
資産合計	1,841,310,360
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	18,771,354
未払収益分配金	35,128,106
未払解約金	1,007,668
未払受託者報酬	117,903
未払委託者報酬	5,895,076
その他未払費用	873,319
流動負債合計	61,793,426
負債合計	61,793,426
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	1,756,405,326
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	23,111,608
（分配準備積立金）	23,111,608
元本等合計	1,779,516,934
純資産合計	1,779,516,934
負債純資産合計	1,841,310,360

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第1特定期間 自 平成26年12月19日 至 平成27年 6月15日
<b>営業収益</b>	
受取利息	2,752
有価証券売買等損益	32,983,176
為替差損益	49,646,272
<b>営業収益合計</b>	<b>82,632,200</b>
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	207,433
委託者報酬	10,371,668
その他費用	1,718,140
<b>営業費用合計</b>	<b>12,297,241</b>
<b>営業利益又は営業損失 ( )</b>	<b>70,334,959</b>
<b>経常利益又は経常損失 ( )</b>	<b>70,334,959</b>
<b>当期純利益又は当期純損失 ( )</b>	<b>70,334,959</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	281,145
<b>期首剰余金又は期首欠損金 ( )</b>	<b>-</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,603,102
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,603,102
剰余金減少額又は欠損金増加額	473,282
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	473,282
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	51,072,026
<b>期末剰余金又は期末欠損金 ( )</b>	<b>23,111,608</b>

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物売買取相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。 (2) 特定期間の取扱い 本ファンドは、原則として毎年6月15日および12月15日を特定期間の末日としておりますが、第1特定期間は信託約款の定めにより、平成26年12月19日から平成27年6月15日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第1特定期間 平成27年 6月15日現在	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	1,756,405,326口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0132円
(10,000口当たり純資産額)	(10,132円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1特定期間 自 平成26年12月19日 至 平成27年 6月15日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	1,154,150円
2. 分配金の計算過程	
第1期	
平成26年12月19日	
平成27年 3月16日	
費用控除後の配当等収益額	A 1,786円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B 33,723,928円
収益調整金額	C 762,806円
分配準備積立金額	D 0円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 34,488,520円
本ファンドの期末残存口数	F 1,594,392,070口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000 216円
10,000口当たり分配金額	H 100円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 15,943,920円
第2期	
平成27年 3月17日	
平成27年 6月15日	
費用控除後の配当等収益額	A 452円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B 36,327,648円
収益調整金額	C 3,795,223円
分配準備積立金額	D 18,116,391円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 58,239,714円

本ファンドの期末残存口数	F	1,756,405,326口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	331円
10,000口当たり分配金額	H	200円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	35,128,106円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第1特定期間 自 平成26年12月19日 至 平成27年 6月15日
1. 金融商品に対する取組方針		本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されております。 委託会社では、投信管理部門において、運用パフォーマンスの評価・分析及び運用に係るリスクのモニタリングならびに関係法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果はコンプライアンス部及び社内 に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督を行っております。運用の外部委託を行う場合は、当該外部運用委託先に対し定期的に前述と同等程度の報告を義務付けることにより、リスク管理を実施しております。
2. 金融商品の内容及びリスク		
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第1特定期間 平成27年 6月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
2. 時価の算定方法		
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1特定期間 自 平成26年12月19日 至 平成27年 6月15日
該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

第1特定期間 自 平成26年12月19日 至 平成27年 6月15日
該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 元本の移動

区分	第1特定期間 自 平成26年12月19日 至 平成27年 6月15日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	867,335,128円
期中追加設定元本額	928,572,003円
期中一部解約元本額	39,501,805円

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第1特定期間 自 平成26年12月19日 至 平成27年 6月15日
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	22,512,624
親投資信託受益証券	10
合計	22,512,634

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## （通貨関連）

第1特定期間（平成27年 6月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	62,233,100	0	61,745,000	488,100
	アメリカドル	62,233,100	0	61,745,000	488,100
合計		62,233,100	0	61,745,000	488,100

## （注）時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については特定期間末日に対顧客相場の仲値で評価しております。



## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	あおぞら・マネー・マザーファンド	100,000	100,010	
日本円小計			100,000	100,010	
アメリカドル	投資証券	ニューパーガー・パーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー -U S・ロング・ショート・エクイティ・ファンド	1,402,218.876	14,316,654.72	
アメリカドル小計			1,402,218.876	14,316,654.72 (1,768,106,857)	
合計				1,768,206,867 (1,768,106,857)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄は邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は外貨については、その通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率(注)	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

(注)組入時価の純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## （参考）

本ファンドは「あおぞら・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## あおぞら・マネー・マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

平成27年 6月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	207,995
国債証券	100,052,408
未収利息	18,018
前払費用	23,287
流動資産合計	100,301,708
資産合計	100,301,708
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	100,295,930
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	5,778
元本等合計	100,301,708
純資産合計	100,301,708
負債純資産合計	100,301,708

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>
-----------------	--

## （貸借対照表に関する注記）

平成27年 6月15日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	100,295,930口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.0001円
1口当たり純資産額	1.0001円
(10,000口当たり純資産額)	(10,001円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 平成26年12月19日 至 平成27年 6月15日
1. 金融商品に対する取組方針		本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク		本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制		これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されております。
		委託会社では、投信管理部門において、運用パフォーマンスの評価・分析及び運用に係るリスクのモニタリングならびに関係法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果はコンプライアンス部及び社内
		に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督を行っております。運用の外部委託を行う場合は、当該外部運用委託先に対し定期的に前述と同等程度の報告を義務付けることにより、リスク管理を実施しております。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	平成27年 6月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。
2. 時価の算定方法		有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
		上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （関連当事者との取引に関する注記）

自 平成26年12月19日 至 平成27年 6月15日
該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

自 平成26年12月19日 至 平成27年 6月15日
該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 元本の移動

区分	自 平成26年12月19日 至 平成27年 6月15日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成26年12月19日
期首元本額	100,200,000円
期末元本額	100,295,930円
期中追加設定元本額	100,000円
期中一部解約元本額	4,070円
元本の内訳*	
あおぞら・短期ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	100,000円
あおぞら・短期ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	100,000円
あおぞら・USトリプルプラス・ファンド（年4回決算型）	100,000円
あおぞら・マネーファンド（適格機関投資家専用）	99,995,930円

（注）\*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （有価証券に関する注記）

（自 平成26年12月19日 至 平成27年 6月15日）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	自 平成27年 3月17日 至 平成27年 6月15日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	-
合計	-

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第336回利付国債(2年)	100,000,000	100,052,408	
合計		100,000,000	100,052,408	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## あおぞら・USTリプルプラス・ファンド(年4回決算型)

平成27年 7月31日現在

資産総額	1,701,775,591円
負債総額	3,475,289円
純資産総額( - )	1,698,300,302円
発行済口数	1,724,117,266口
1口当たり純資産額( / )	0.9850円
(1万口当たり純資産額)	(9,850円)

## (参考) あおぞら・マネー・マザーファンド

平成27年 7月31日現在

資産総額	100,303,547円
負債総額	円
純資産総額( - )	100,303,547円
発行済口数	100,295,930口
1口当たり純資産額( / )	1.0001円
(1万口当たり純資産額)	(10,001円)

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額（平成26年10月末日現在）

（中略）

(2) 会社の機構（平成26年10月末日現在）

（中略）

#### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、投資委員会において行われます。投資委員会は、代表取締役、運用部ならびに各部署の代表で構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。運用部は、ファンドの商品企画・設計を行い、「運用の基本方針」を策定し、投資委員会に上程します。投資委員会において、運用部から上程されるファンドの「運用の基本方針」、ファンド・オブ・ファンズに組入れるファンド、運用権限の一部委託先等について、国内外の経済・市場状況、競合状況、販売会社等を通じた需要等を勘案し議論、分析を行い、合議のうえ、その諾否を決定します。運用部は、投資委員会で承認された運用方針に基づき、ファンド毎の運用計画を策定または事後チェック体制に基づいて運用の指図を行います。

運用パフォーマンスの評価・分析および運用に係るリスクのモニタリングならびに法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した投信管理部門で行います。上記の結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、投信管理部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。運用の外部委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、定期的に前述と同等程度の報告を義務付け、リスク管理を実施します。

<訂正後>

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

（中略）

(2) 会社の機構（平成27年7月末日現在）

（中略）

#### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、投資委員会において行われます。投資委員会は、代表取締役、常勤取締役、運用部ならびに各部署の代表で構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。運用部は、ファンドの商品企画・設計を行い、「運用の基本方針」を策定し、投資委員会に上程します。投資委員会において、運用部から上程されるファンドの「運用の基本方針」、ファンド・オブ・ファンズに組入れるファンド、運用権限の一部委託先等について、国内外の経済・市場状況、競合状況、販売会社等を通じた需要等を勘案し議論、分析を行い、合議のうえ、その諾否を決定します。運用部は、投資委員会で承認された運用方針に基づき、ファンド毎の運用計画を策定または事後チェック体制に基づいて運用の指図を行います。

運用パフォーマンスの評価・分析および運用に係るリスクのモニタリングならびに法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した投信管理部門で行います。上記の結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、代表取締役、常勤取締役、投信管理部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析お



よび是正勧告等の監督が行われます。運用の外部委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、定期的に前述と同等程度の報告を義務付け、リスク管理を実施します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### <訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

なお、平成26年10月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	5	16,621,087,780
合計	5	16,621,087,780

### <訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、平成27年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	11	47,919,200,135
合計	11	47,919,200,135

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社の概況 3 委託会社等の経理状況につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

- (1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

期別	科目	注記 番号	前事業年度末 (平成26年 3月31日現在)		当事業年度末 (平成27年 3月31日現在)	
			内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
	(資産の部)					
	流動資産					
	現金・預金	2		447,729		228,895
	前払費用			-		1,752
	未収入金	2		1,121		56,199
	未収委託者報酬			-		27,445
	未収消費税等			-		4,012
	流動資産計			448,851		318,305
	固定資産					
	有形固定資産	1		589		6,602
	建物		231		6,246	
	器具備品		358		355	
	固定資産計			589		6,602
	資産合計			449,441		324,907
	(負債の部)					
	流動負債					
	未払金			2,318		55,332
	未払手数料	2	-		13,590	
	その他未払金	2	2,318		41,741	
	未払費用			-		601
	未払法人税等			102		1,133
	預り金			-		6,026
	流動負債計			2,421		63,093
	固定負債					
	資産除去債務			-		5,906
	繰延税金負債			-		1,782
	固定負債計			-		7,689
	負債合計			2,421		70,782
	(純資産の部)					
	株主資本					
	資本金			225,000		225,000
	資本剰余金			225,000		225,000
	資本準備金		225,000		225,000	
	利益剰余金			2,979		195,874
	その他利益剰余金					
	繰越利益剰余金		2,979		195,874	
	純資産合計			447,020		254,125
	負債・純資産合計			449,441		324,907

## (2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		-		67,378	
営業収益計		-			67,378
営業費用					
支払手数料	1	-		32,963	
支払投資顧問料		-		1,505	
広告宣伝費		-		8,633	
調査費		-		6,284	
委託計算費		-		23,176	
営業雑経費		-		18,956	
通信費		-		1,300	
印刷費		-		12,196	
協会費		-		5,458	
営業費用計		-			91,520
一般管理費					
給料	1	-		171,420	
役員報酬		-		45,944	
給料・手当		-		95,781	
賞与		-		29,694	
法定福利費	1	-		16,844	
交際費		-		447	
旅費交通費		-		9,377	
租税公課		1,990		1,464	
不動産賃借料		-		9,093	
賃借料		-		2,954	
固定資産減価償却費		22		636	
資産除去債務利息費用		-		85	
支払報酬料		1,050		8,284	
消耗品費		1,012		1,095	
会議費		-		831	
保険料		-		301	
送金手数料		3		105	
一般管理費計			4,078		222,941
営業損失			4,078		247,082
営業外収益					
受取利息	1	1		72	
営業外収益計			1		72
経常損失			4,077		247,010
税引前当期純損失			4,077		247,010
法人税、住民税及 び事業税	1		1,097		55,898
法人税等調整額			-		1,782
当期純損失			2,979		192,894

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
会社成立日残高	225,000	225,000	225,000	-	-	450,000	450,000
当期変動額							
当期純損失				2,979	2,979	2,979	2,979
当期変動額合計	-	-	-	2,979	2,979	2,979	2,979
当期末残高	225,000	225,000	225,000	2,979	2,979	447,020	447,020

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	225,000	225,000	225,000	2,979	2,979	447,020	447,020
当期変動額							
当期純損失				192,894	192,894	192,894	192,894
当期変動額合計	-	-	-	192,894	192,894	192,894	192,894
当期末残高	225,000	225,000	225,000	195,874	195,874	254,125	254,125

## 重要な会計方針

## 1．固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～19年
器具備品	3～5年

## 2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

親会社である株式会社あおぞら銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

## 1．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年 3月31日現在)	当事業年度 (平成27年 3月31日現在)
有形固定資産の減価償却累計額	22千円	658千円

## 2．関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (平成26年 3月31日現在)	当事業年度 (平成27年 3月31日現在)
流動資産		
預金	447,729千円	200,865千円
未収入金	1,121	56,199
流動負債		
未払手数料	-	12,719
その他未払金	-	31,958

## （損益計算書関係）

## 1．関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
支払手数料	-	31,235千円
給料	-	171,420
法定福利費	-	16,844
不動産賃借料	-	9,093
賃借料	-	2,298
受取利息	1千円	72
法人税、住民税及び事業税	1,121	56,199

当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受領する金額であります。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	会社成立日 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,000株	-	-	9,000株

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,000株	-	-	9,000株

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成26年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	447,729	447,729	-
(2) 未収入金	1,121	1,121	-
資産計	448,851	448,851	-
(1) その他未払金	2,318	2,318	-
負債計	2,318	2,318	-

当事業年度（平成27年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	228,895	228,895	-
(2) 未収入金	56,199	56,199	-
(3) 未収委託者報酬	27,445	27,445	-
資産計	312,540	312,540	-
(1) 未払手数料	13,590	13,590	-
(2) その他未払金	41,741	41,741	-
負債計	55,332	55,332	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

## (1) 現金・預金、(2) 未収入金、並びに(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1) 未払手数料、並びに(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	447,729	-
(2) 未収入金	1,121	-
合計	448,851	-

当事業年度（平成27年 3月31日現在）（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	228,895	-
(2) 未収入金	56,199	-
(3) 未収委託者報酬	27,445	-
合計	312,540	-

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年 3月31日現在) (千円)	当事業年度 (平成27年 3月31日現在) (千円)
繰延税金資産		
未払費用	-	198
未払賞与	-	10,491
資産除去債務	-	1,907
未払事業税	28	280
繰越欠損金	477	18,725
繰延資産償却超過額	-	1,326
繰延税金資産小計	505	32,930
評価性引当額	505	32,930
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	-	1,782
繰延税金負債合計	-	1,782
繰延税金資産(負債)の純額	-	1,782

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.30%となります。この税率変更により、繰延税金負債は181千円減少し、法人税等調整額（借方）が同額減少しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から19年と見積り、割引率は1.471%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

## (3) 資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)



	前事業年度 (自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
期首残高	-	-
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	5,820
時の経過による調整額	-	85
期末残高	-	5,906

## (セグメント情報等)

前事業年度(自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 商品及びサービスごとの情報

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

営業収益

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員 の 受入	税額のうち連結納税親会社からの受入	1,121	未収入金	1,121

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員 の 受入 出向者 の受入 事務代 行	税額のうち連結納税親会社からの受入	56,199	未収入金	56,199
							出向者負担金	187,939	その他未払金	31,958
							代行手数料	31,235	未払手数料	12,719

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券㈱	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	1,722	未払手数料	865

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

(2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## (1) 親会社情報

(株)あおぞら銀行（東京証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成26年2月4日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	49,668.92円	28,236.15円
1株当たり当期純損失金額	331.08円	21,432.77円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年2月4日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
当期純損失(千円)	2,979	192,894
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	2,979	192,894
普通株式の期中平均株式数(株)	9,000	9,000

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 5【その他】

## &lt;訂正前&gt;

## (1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(以下略)

## &lt;訂正後&gt;

## (1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

平成27年5月8日付で、定款の目的に次の内容を追加する変更を行いました。

・有価証券の募集又は私募

(以下略)

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## &lt;訂正前&gt;

## (1) 受託会社

(中略)

342,037百万円（平成26年9月末現在）

(中略)

<（ご参考）再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成26年9月末現在）

(中略)

## (2) 販売会社

(平成26年9月末現在)

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法により、銀行業を営んでいます。

## (3) 投資顧問会社

(中略)

資本金の額

2,000,200香港ドル（平成26年9月末現在）

(以下略)

## &lt;訂正後&gt;

## (1) 受託会社

(中略)

342,037百万円（平成27年3月末現在）

(中略)

<（ご参考）再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末現在）

(中略)

## (2) 販売会社

(平成27年3月末現在)

名 称	資本金の額	事業の内容
-----	-------	-------

株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法により、銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,938百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	

## (3) 投資顧問会社

(中略)

資本金の額

2,000,200香港ドル(平成27年3月末現在)

(以下略)

# 独立監査人の監査報告書

平成27年8月24日

あおぞら投信株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

山田 信之 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・U Sトリプルプラス・ファンド（年4回決算型）の平成26年12月19日から平成27年6月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら・U Sトリプルプラス・ファンド（年4回決算型）の平成27年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

あおぞら投信株式会社  
取締役会御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤嘉雄印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田信之印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。